

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 5月30日施行

令和 7年 5月30日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町規程第3号

佐用町合併20周年功労者表彰規程

佐用町合併20周年功労者表彰規程をここに公布する。

令和 7年 5月30日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規程第3号

佐用町合併20周年功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町の政治、経済、福祉、教育、文化等各般にわたり、本町の発展と住民の福祉増進に功績顕著な者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、地域社会の振興に特に功績顕著な者について町長が行う。

- (1) 自治の振興に貢献した者
- (2) 社会福祉の増進、民生の安定に貢献した者
- (3) 保健・衛生の向上に貢献した者
- (4) 教育、学術、芸術、体育その他文化の振興に貢献した者
- (5) 産業の開発振興に貢献した者
- (6) 地域の安全・安心に貢献した者
- (7) 殊勝かつ誠実な行いで、特に町民の模範となる団体又は個人
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に表彰を必要と認める団体又は個人

(表彰の基準)

第3条 表彰は、平成27年10月2日以後令和7年10月1日現在までに在職又は行為を行った生存者で、別表に掲げる表彰基準を満たす者に対して行う。ただし、過去の周年記念式典において表彰した者は対象外とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、町長が感謝状を贈呈して行う。

2 表彰には、記念品を添えることができる。

(在職年数)

第5条 第3条に規定する在職年数は、次に掲げるところにより算出する。

- (1) 在職期間は、その職に就いた日の属する月から退職した日の属する月までの期間とし、その期間が1年に満たない場合は、6月未満はこれを切り捨て、6月以上はこれを1年とする。ただし、在職期間が6月未満の場合であっても、特別の事由があると町長が認める場合、その期間を1年と計算することができる。
- (2) 在職期間が中断したときは、前後の期間を通算する。
- (3) 在職年数には、合併前の旧町におけるそれぞれの在職年数を通算する。

(表彰の日)

第6条 表彰は、佐用町合併20周年記念式典に行う。

(追彰)

第7条 この規程により表彰を受けることとなった者がその表彰前に死亡したときは、その死亡日をもって、その遺族に感謝状を贈呈するものとする。

2 前項に規定する遺族とは、被表彰者の死亡時における配偶者（内縁を含む。）、

子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位をもって、贈呈の順序とする。

(表彰の基準日)

第8条 被表彰者を決定する基準日は、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）とし、その基準日に表彰の要件を満たす者について表彰を行うものとする。

(表彰候補者の推薦)

第9条 表彰候補者の推薦は、原則として各課長が行うものとする。

2 第3条に規定する基準を満たす者で、その候補者を推薦しようとするときは、佐用町功労者表彰候補者推薦書（以下「推薦書」という。）（様式第1号）を総務課長に提出するものとする。

(選考委員会)

第10条 表彰候補者を選考するため佐用町表彰候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、副町長及び課長職をもって組織し、委員長は副町長があたる。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 表彰候補者は、委員の過半数をもって決定する。

6 委員会の庶務は、総務課総務人事室で行う。

(被表彰者の決定)

第11条 被表彰者は、委員会からの答申を受け、その表彰候補者の中から町長が決定する。

(表彰の取消)

第12条 町長は、この規程に基づき表彰を受ける者又は表彰を受けた者が、本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失うと認めるときは、その表彰を取り消すことができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この規程は、佐用町合併20周年記念式典の終了の日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

第2条各号の区分	功績事項	表彰基準
第1号	自治の振興に貢献した者	ア 町議会議員として8年以上在職した者 イ 副町長、教育委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く。）、公平委員、

		<p>農業委員、固定資産評価員又は固定資産評価審査委員として8年以上在職した者</p> <p>ウ 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）（以下「報酬条例」という）に規定する委員及び委員会等の構成員（ただし、自治会長、農会長及び地域づくりセンター長等、過去に報酬条例別表に規定されていた委員等を含む）の職に8年以上在職した者</p>
第2号	社会福祉の増進、民生の安定に貢献した者	<p>ア 民生委員、児童委員、保護司及び更生保護婦人会の役員として10年以上在職した者</p> <p>イ 公的社会福祉団体又は社会福祉関係団体の長として10年以上在職した者</p> <p>ウ 社会事業、民生の安定に尽くし、特に功績のあった者</p>
第3号	保健・衛生の向上に貢献した者	<p>ア 保健・衛生関係団体の長として10年以上在職した者</p> <p>イ 保健衛生の向上に貢献し、特に功績のあった者</p>
第4号	教育、学術、芸術、体育その他文化の振興に貢献した者	<p>ア 教育、学術、芸術、体育、文化等の団体の長として10年以上在職した者</p> <p>イ 教育、学術、芸術、体育、文化等の振興に貢献し特に功績のあった者</p>
第5号	産業の開発振興に貢献した者	<p>ア 商工、観光、農林、畜産等の団体又は組合等の長として10年以上在職した者</p> <p>イ 産業の開発、振興に貢献し、特に功績のあった者</p>
第6号	地域の安全・安心に貢献した者	<p>ア 交通安全、防犯関係の団体の長として10年以上在職した者</p> <p>イ 消防団の団長、副団長として10年以上在職した者</p> <p>ウ 交通安全、防犯の推進に尽くし、特に功績のあった者</p> <p>エ 緑化の推進に尽くし、特に功績のあった者</p> <p>オ 火災、水害の防護に尽くし、特に功績のあった者</p>

第7号	殊勝かつ誠実な 行いで、特に町 民の模範となる 団体又は個人	ア 災害に際し、自己の危険をかえりみず被害 の防除、人命救助を行い、町民の模範となる 善行をなした者 イ 隣人その他に対し、特に顕著な奉仕をな し、その徳行が他の模範となる団体又は個人
第8号	その他町長が特 に表彰を必要と 認める団体又は 個人	その他、町長が特に表彰を必要と認める団体 又は個人

様式第1号（第9条関係）

佐用町功勞者表彰候補者推薦書

担当課名

1. 氏名	(フリガナ)	2. 生年月日	T・S・H 年 月 日		
3. 住所					
4. 表彰の区分					
5. 表彰歴 (いずれかに○)	なし	あり (10周年 ・ 5周年)			
6. 経歴					
7. 功績事由					
選考委員会の決定	適 ・ 否	町長決裁	適 ・ 否	事務処理欄	
				区別	
				記念品番号	
				No	